

113-8621  
東京都文京区

必ずお読みください

年金 花子 様

平成 22 年 11 月

## 日本医師会年金 税金還付に関するお知らせ

社団法人 日本医師会

平成 22 年 7 月 6 日付最高裁判決において、生命保険の年金の各支給額のうち、相続税の課税対象となった部分に対する所得税の課税については無効との判決が出され、10 月 20 日に国税庁から新たな課税方法が示されました。

これにより、所得税を納めすぎとなっている納税者の方については、過去 5 年分の所得税について、税務署で還付手続をすることにより、納めすぎとなっている、税金の一部が還付されることとなります。

このお知らせは、日本医師会年金（以下、医師年金）において、遺族年金をお受取りになった方にご案内しております。

ご案内させて頂いた方は、税金が還付される可能性があります。過去の確定申告をされていないなど、税金が還付されない場合もあります（所得税については、年金と年金以外の他の所得との合算により計算されますが、生命保険等の年金を申告されていない場合等には、所得税が新たに発生する場合があります。）。税金の還付、手続き、その他詳しい内容につきましては、同封の「税務署からのお知らせ」をご参照ください。また、ご不明な点については最寄りの税務署（同封の「全国税務署電話番号一覧」ご参照）にお問い合わせください。

還付手続をされる場合は、右記の年金に関する情報をご活用ください。また、医師年金の他に生命保険会社等から年金を受け取られていた場合には、当該生命保険会社等から同様のご案内が行われる場合があります。

所得税の還付を装った「振り込め詐欺」も懸念されますので十分ご注意ください。

税務署や国税局では

- (1) 還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機（ATM）の操作を求めることはありません。
- (2) 所得税の還付を受けるために納税者に金融機関の口座への振込みを求めることはありませんのでご注意ください。

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）でも今回の還付手続きに関する Q & A 等の各種情報を掲載しておりますので、併せてご利用ください。

# 年金 花子様

123×45

作成年月日：平成 22 年 11 月

社団法人 日本医師会

<平成 17 年 1 月 1 日以降 5 年間に生命保険会社等から受け取った年金額>

| 年金受取時期                   | 年金受取額(円)    | 各年の年金支払額<br>に対応する掛金(円) | 各年の源泉徴収税<br>額(円) |
|--------------------------|-------------|------------------------|------------------|
| H 17.1.1 ~ H<br>17.12.31 | 2,300,988 円 | 943,128 円              | 円                |
| H 18.1.1 ~ H<br>18.12.31 | 1,104,820 円 | 386,400 円              | 円                |
| H 19.1.1 ~ H<br>19.12.31 | 506,736 円   | 108,036 円              | 円                |
| H 20.1.1 ~ H<br>20.12.31 | 506,736 円   | 108,036 円              | 円                |
| H 21.1.1 ~ H<br>21.12.31 | 506,736 円   | 108,036 円              | 円                |

<その他税金の還付に際してご活用いただくための情報>

|                                   |             |     |     |     |     |
|-----------------------------------|-------------|-----|-----|-----|-----|
| 相続人等の年金受給開始年<br>(最初に年金を支払った年)     | 平成 17 年     |     |     |     |     |
| 相続人等の年金の残存期間<br>(終身年金、有期年金の場合のみ)  | 7 年         |     |     |     |     |
| 相続等の時の年齢                          | 歳           |     |     |     |     |
| (保証期間付年金の場合のみ)<br>相続等の時における保証残存期間 | 年           |     |     |     |     |
| 相続人等の年金支払総額                       | 7,802,652 円 |     |     |     |     |
| 年金支払総額に占める<br>掛金等の総額の割合           | H17         | H18 | H19 | H20 | H21 |
|                                   | 41%         | 35% | 22% | 22% | 22% |

上表の斜線箇所は、今回の医師年金に関わる税金還付では不要な項目です。

**税金に関する手続きについては、最寄りの税務署(同封の「全国税務署電話番号一覧」ご参照)にお問い合わせ下さい。**

日本医師会 年金・税制課 : 03-3946-2121 (代表)  
: 03-3942-6523 (直通)(平日 9:30~17:00)